

# 臼杵津久見警察署協議会

## 第2回会議の開催状況

### 第1 開催月日

令和4年9月27日（火）

### 第2 出席者

公安委員

協議会 委員 7名

警察署 署長、副署長、調査官兼津久見幹部交番所長、総務課長、会計課長、生活安全課長、地域交通課長、刑事課長、警備課長 9名

### 第3 議事の概要

#### 1 業務説明等

警察署から

- ・管内の治安概況
- ・今後の協議会の開催計画

について説明がなされた。

#### 2 諮問事項の検討

諮問事項「安全・安心な街づくり」方策について、総合的な犯罪抑止、子供・女性・高齢者の安全確保、交通死亡事故・重傷事故の抑止等の観点から検討がなされた。

#### 3 主な意見等

##### (1) 交通関係

##### ア 交通事故防止について

委員から「事故が減少傾向であること背景は何か」旨の質問がなされ、警察署から「市民の交通安全意識の向上、各種交通安全施策の浸透によるものと考えている」旨の回答がなされた。

委員から「横断歩道で手を挙げている横断歩行者をよく目にするようになった」、「小学生に対する交通安全教室の開催によって交通標識や交通ルールに関心を持つ子供が増えればさらに交通事故抑止につながると思う」旨の意見がなされ、警察署から「引き続き広報啓発活動を通じて手を上げての横断、児童に対する交通安全教室の開催に努めてたい」旨の回答がなされた。

##### イ 交通危険箇所について

委員から「道幅が狭く交通量の多い自転車通学路における安全確保策、交通規制の必要性」について意見がなされ、警察署から「道路管理者とも連携し、なるべく対応をしたい」旨の回答がなされた。

##### ウ 自転車の歩道通行について

委員から「自転車が右側通行で事故にあった場合、自転車側の過失は左側通行時よりも大きくなるのか」、「自転車は歩道を走ってもいいのか」旨の

質問がなされ、警察署から「交通事故の過失割合については一概に言えないが、一般論として、原則左側通行であるべき自転車が右側通行をしていた際の事故では過失の程度も異なるものと思われる」、「自転車が歩道を走行したからといって直ちに違反になるものではなく、自転車通行可の交通規制や道路環境、交通量による危険性などにより自転車が歩道を走行できる場合もある」旨の回答がなされた。

(2) 特殊詐欺関係

委員から「特殊詐欺被害が減少傾向であること背景は何か」旨の質問がなされ、警察署から「従来からの各種施策の効果が浸透し、高齢者を中心として特殊詐欺に対する抵抗力が向上したものと考えている」旨の回答がなされた。

(3) 津久見幹部交番について

委員から「津久見幹部交番付近の道路沿いに草木が生い茂り見通しが悪い」旨の意見がなされ、警察署から「管理者に適切な対応を促したい」旨の回答がなされた。

(4) 前回提言に対する説明

第1回協議会で委員から提言がなされた「サポートカー運転者マーク」（高齢運転者マークに類するもの）の導入について、警察署から警察本部を通じて警察庁にも提言した旨の説明がなされた。